

第

4620
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 11月 28日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 法科大学院の費用は特定支出か

Q：会社から弁護士の資格を取得するように命じられ、法科大学院に通うことになりました。この法科大学院に係る費用は、特定支出とすることが認められますか？

A：来年以降認められるようになります。

【解説】

法令の規定に基づいて、その資格を有する者に限り特定の業務を営むことが認められている弁護士や公認会計士、税理士、弁理士、医師、歯科医師などの資格を取得するための費用は、これまで特定支出の範囲から除外されてきましたが、税制改正によって、平成25年からは、これら資格の取得費用であっても、その費用がその者の職務遂行に直接必要であることについて給与等の支払者によって証明されれば、特定支出として認められることとなりました。

現在、弁護士の資格を取得するには、法科大学院で一定の学位を取得して司法試験の受験資格を得なければなりません。そんなことから、法科大学院に係る費用は特定支出として認められることとされています。

なお、公認会計士の試験の一部を免除してもらうため、会計大学院に通うこともあるかと思いますが、この場合の費用は、受験資格を得るためのものではありませんので、特定支出には該当しないこととされています。

また、税法や会計学に関する研究により修士の学位を取得すると税理士試験の一部科目が免除されますが、この場合の費用も同様に特定支出に該当しないこととなっています。

